

日の出町耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月

日 の 出 町

日の出町耐震改修促進計画

目 次

計画の概要	1
第1章 想定される地震の規模・被害の状況	4
第2章 耐震化の現状および目標	11
1. 耐震化の現状	
2. 耐震化の目標	
第3章 耐震化の取組み方針	17
1. 耐震化の基本方針	
2. 公共建築物における耐震化の取組み方針	
3. 民間建築物における耐震化の取組み方針	
第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開	21
1. 耐震改修に対する支援	
2. 耐震化に係る普及啓発	
3. 耐震化に係る関連施策の推進	
4. 協働による計画の推進	
〈巻末資料〉	
○ 関係法令	資-1
建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	
建築基準法（抜粋）	
建築基準法施行令（抜粋）	
○ 日の出町公共建築物一覧表	資-18
○ 特定建築物	資-20
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第6条第2号）	
地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物（法第6条第3号）	

計画の概要

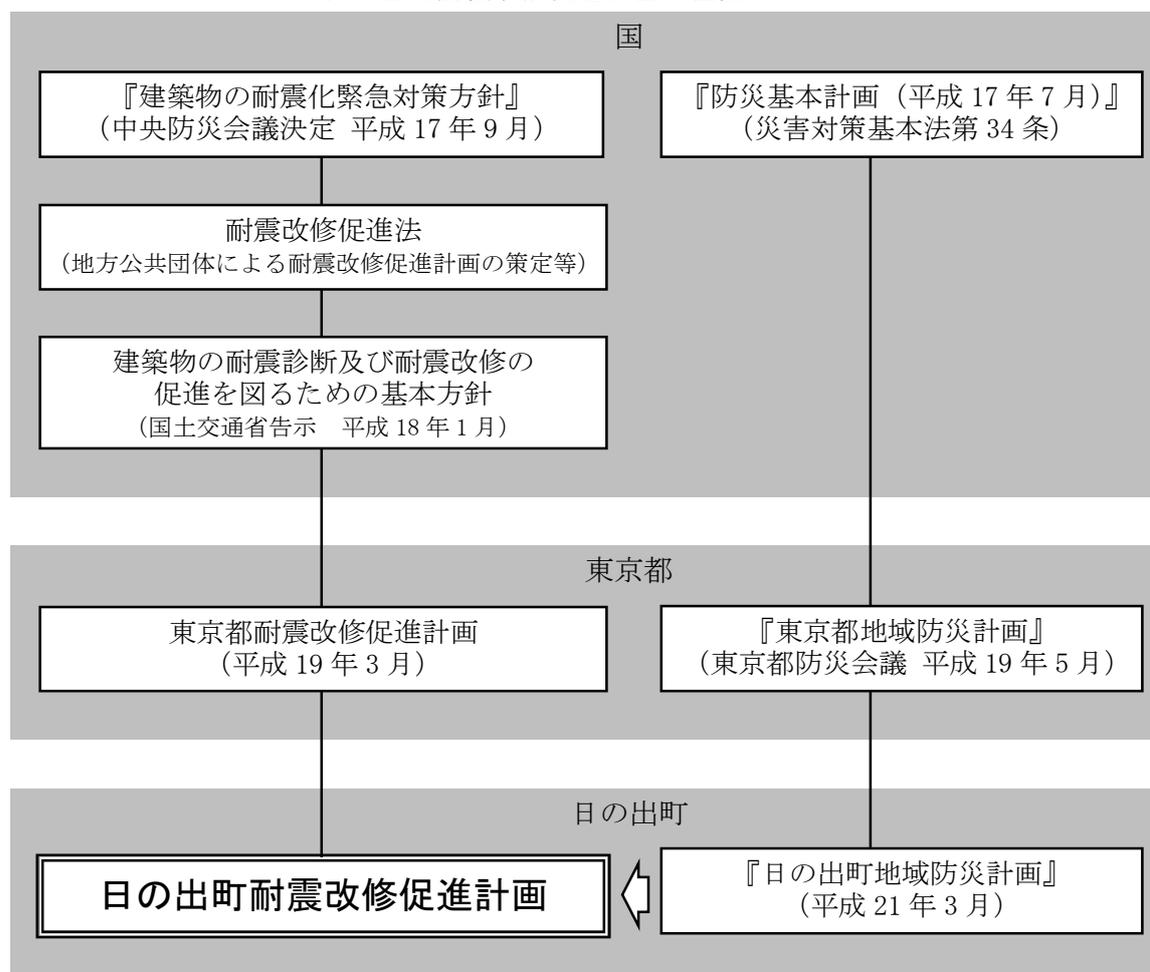
(1) 計画の目的

日の出町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という）は、日の出町内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震時における建築物の倒壊等による被害を低減し、町民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画及び日の出町地域防災計画[※]と整合性のある計画として位置づける。

日の出町耐震改修促進計画の位置づけ



※ 日の出町地域防災計画：町の防災対策の基本方針を示す総合的な計画。

(3) 計画の期間

本計画は、既存建築物の耐震性を向上させることにより、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを目指すもので、計画期間は平成20年度から平成27年度までとする。

本計画は、国の基本方針や東京都の関連計画、日の出町長期総合計画等、上位計画の見直しがあった場合等、その内容に合わせて見直すものとする。また、概ね3年を目途として目標に対する検証を行う。

<対象区域・対象建築物>

本計画の対象区域は、日の出町全域とする。

対象建築物は、新耐震基準※（昭和56年6月1日施行）以前に建てられた建築物とする。ただし、必要に応じ新耐震基準以降のものであっても対象とする。

日の出町耐震改修促進計画対象建築物

種 類	内 容
住 宅	・戸建住宅（長屋住宅を含む） ・共同住宅
民間特定建築物	・耐震改修促進法第6条に定める特定建築物（別表 P3） ①多数の者が利用する建築物（学校、体育館、病院、集客施設など） ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（資-20） ③地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物（資-21）
公 共 建 築 物	・町立小中学校、町営住宅（除却予定のものは除く）等、町が所有する公共建築物のうち、防災上重要なもの

なお、国・東京都等が所有する公共建築物については、原則、建築物の所有者が耐震診断・耐震改修の促進を図るものとする。

※ 新耐震基準：昭和56年6月、地震に対する建物の耐震性能の基準を定めた建築基準法が大幅に改正され、このとき定めた建築基準法を一般的に新耐震基準と呼ぶ。

(別表) 特定建築物一覧表

法 第6条	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物 の規模要件(法第7条)	
第1号	学校 小中学校、盲・ろう・養護学校等	階数2以上、1,000㎡以上	1,500㎡以上	
	上記以外の学校	階数3以上、1,000㎡以上	—	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場等の 運動施設	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	病院、診療所	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	集会場、公会堂	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	展示場	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	卸売市場	階数3以上、1,000㎡以上	—	
	百貨店、マーケット等の物品販売業を営 む店舗	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	ホテル、旅館	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下 宿	階数3以上、1,000㎡以上	—	
	事務所	階数3以上、1,000㎡以上	—	
	老人ホーム、心身障害者福祉ホーム等に類 する建築物	階数2以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	老人福祉センター、心身障害者福祉センタ ー等に類する建築物	階数2以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	幼稚園、保育所	階数2以上、500㎡以上	750㎡以上	
	博物館、美術館、図書館	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	遊技場	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	公衆浴場	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	飲食店、キャバレー、料理店等に類する 建築物	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等に類す る建築物	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物は除く)	階数3以上、1,000㎡以上	—	
	車両の停車場等で旅客の乗降や待合の 用に供する建築物	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	自動車車庫など自動車の停車や駐車の ための施設	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	郵便局、保健所、税務署など公益上必要 な建築物	階数3以上、1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量以上の危険 物を貯蔵、又は処理するすべ ての建築物	500㎡以上
	第3号	地震発生時に道路を閉塞する恐れがあ る建築物	すべての建築物	—

資料) 平成18年1月26日施行改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説
(国土交通省住宅局)

第1章 想定される地震の規模・被害の状況

「首都直下地震による東京の被害想定（東京都防災会議 平成18年5月）」において、東京湾北部地震及び多摩直下地震（いずれもマグニチュード*7.3、冬18時、風速6m/秒）が発生した場合の日の出町の想定被害が以下のように示されている。

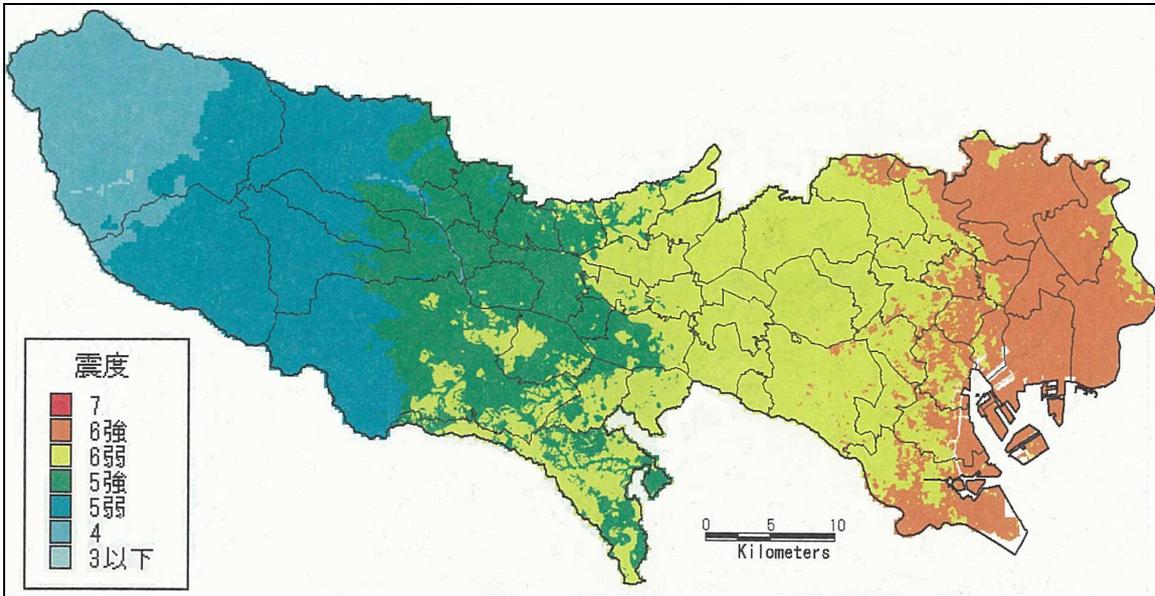
これによると、被害の大きい多摩直下地震において、建物全壊棟数59棟、焼失棟数1棟、死者3人、負傷者は30人、エレベーター閉じ込め台数2基と想定されている。

想定地震の規模

種類	首都直下型地震	
	東京湾北部地震	多摩直下地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3	
震源の深さ	約30~50km	
時期及び時刻	冬の夕方 18時	
風速	6m/s	

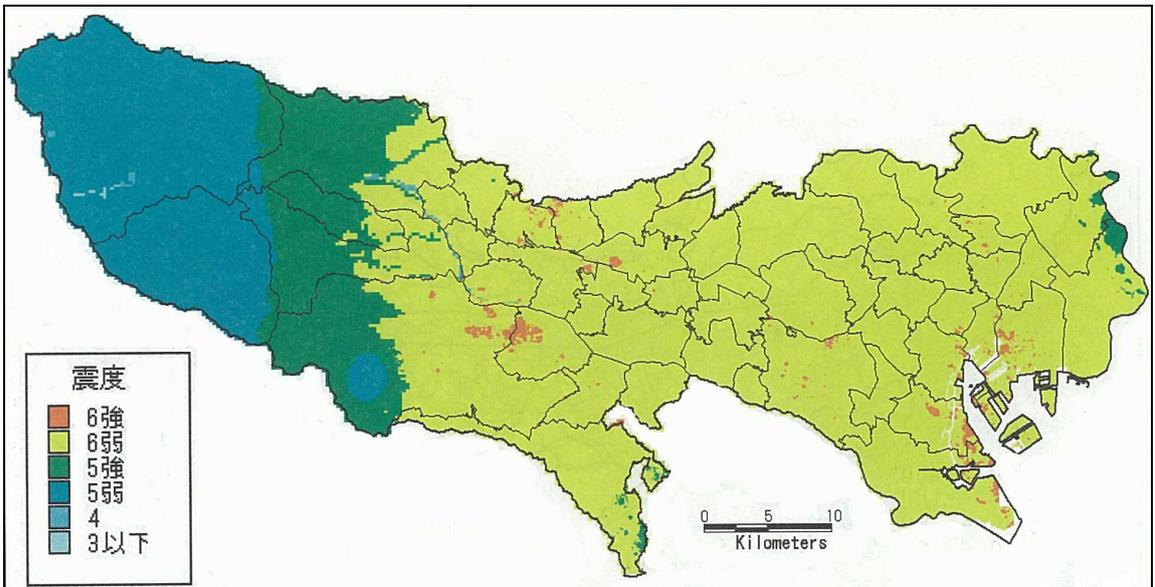
※ マグニチュード：震源から放出される地震のエネルギーの大きさを数字で表したものをMで表す。これに対して、震度は、ある地点のゆれの強さを人の感覚、物の動きなどから示したものを。

東京湾北部地震における震度分布



資料) 首都直下地震による東京の被害想定 (東京都防災会議 平成 18 年 5 月)

多摩直下地震における震度分布



資料) 首都直下地震による東京の被害想定 (東京都防災会議 平成 18 年 5 月)

日の出町の想定被害状況

日の出町の想定被害状況		単位	東京湾北部地震	多摩直下地震
			(マグニチュード 7.3、冬 18 時、風速 6m/秒)	
夜間人口		人	16,631	
昼間人口		人	13,579	
面積		km ²	28.08	
建物棟数	木造	棟	7,747	
	非木造	棟	1,065	
	計	棟	8,812	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	0	14
	液状化	棟	0	0
	急傾斜地崩壊	棟	3	45
	計	棟	3	59
ゆれ液状化建物全壊棟数	木造	棟	0	13
	非木造	棟	0	1
急傾斜地崩壊危険箇所		箇所	161	161
火災	出火件数	件	0	1
	焼失面積	km ²	0	0
	焼失棟数	棟	0	1
死者	建物被害屋内収容物	人	0	0
	急傾斜地崩壊	人	0	2
	火災	人	0	0
	ブロック塀等	人	0	0
	落下物	人	0	0
	計(注)	人	0	3
負傷者	ゆれ・液状化建物被害	人	0	13
	屋内収容物	人	3	13
	急傾斜地崩壊	人	0	3
	火災	人	0	0
	ブロック塀等	人	0	1
	落下物	人	0	0
	計	人	4	30
エレベーター閉じ込め台数		基	1	2

資料) 首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議 平成 18 年 5 月)

注: 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

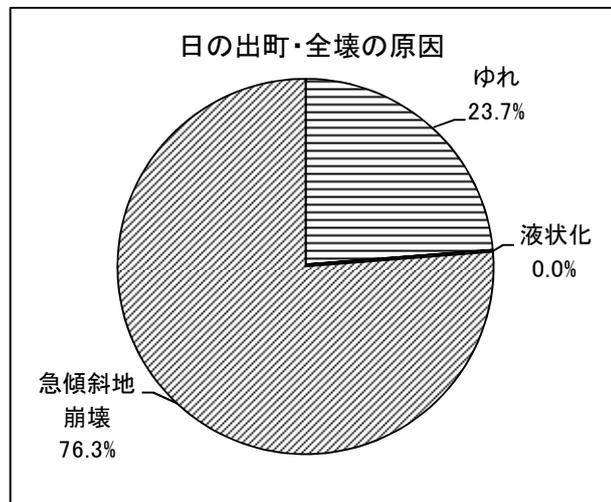
次に、東京都全体（P9）、多摩地区（P10）、日の出町の各データを比較した。

多摩直下地震における全壊棟数の割合をみると、東京都全体が1.9%であり、それに比べて、日の出町は0.7%と全壊棟率は低い数値にとどまっている。

全壊棟数および全壊棟率

	全棟数	全壊棟数	全壊棟率
日の出町	8,812	59	0.7%
多摩地区	988,948	13,441	1.4%
東京都	2,700,862	51,669	1.9%

日の出町の全壊の原因については、約76%が「急傾斜地崩壊」によるものとなっている。



建物焼失棟数でみると、東京都全体11.7%、多摩地区5.0%であるのに対し、日の出町は0.01%と、焼失棟率はきわめて低い。

焼失棟数および焼失棟率

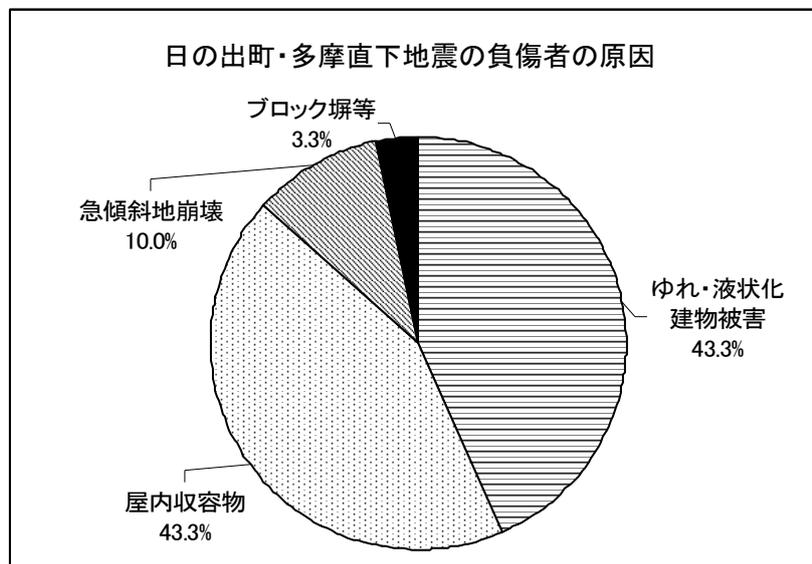
	全棟数	焼失棟数	焼失棟率
日の出町	8,812	1	0.01%
多摩地区	988,948	49,471	5.0%
東京都	2,700,862	317,106	11.7%

また、地震における死亡者、負傷者は以下のようにになっている。

多摩直下地震による死亡者数、負傷者数および死亡者率、負傷者率

	夜間人口	死者数	死者数率	負傷者	負傷者数率
日の出町	16,631	3	0.02%	30	0.18%
多摩地区	3,901,773	548	0.01%	21,368	0.55%
東京都	12,036,461	3,326	0.03%	85,035	0.71%

日の出町の負傷者の被害原因をみると、「ゆれ液状化*建物被害」、「屋内収容物」による負傷がほとんどである。



注:小数第2位以下の四捨五入により合計が100%にはならない。

日の出町において、全壊棟率・全焼棟率は、東京都全体、多摩地区に比べて低い数値となっているものの、死亡者・負傷者は発生することが予想されている。

このことから、将来にわたり町民の安全性の確保を図る意味において、町内建築物の耐震化の促進や、屋内収容物による被害を少なくするための対策等を講じていくことが重要であるといえる。

※ ゆれ液状化現象：地震動により、地盤が液状のようになり、建物の重さを支えることができなくなる現象をいう。

<参考>

東京都の想定被害状況

東京都の想定被害状況		単位	東京湾北部地震	多摩直下地震
			(マグニチュード 7.3、冬 18 時、風速 6m/秒)	
夜間人口		人	12,036,461	
昼間人口		人	14,638,932	
面積		km ²	1,776.57	
建物棟数	木造	棟	1,973,153	
	非木造	棟	727,709	
	計	棟	2,700,862	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	110,372	37,980
	その他(急傾斜地崩壊等)	棟	16,151	13,689
	計	棟	126,523	51,669
ゆれ液状化建物全壊棟数	木造	棟	112,984	43,384
	非木造	棟	10,744	4,700
火災	出火件数	件	1,145	932
	焼失面積	km ²	98	81
	焼失棟数	棟	354,930	317,106
死者	建物被害屋内収容物	人	1,737	609
	火災	人	2,742	1,856
	ブロック塀等	人	558	614
	その他(急傾斜地崩壊等)	人	211	247
	計	人	5,248	3,326
負傷者	ゆれ液状化建物被害	人	73,472	38,649
	屋内収容物	人	54,501	23,184
	火災	人	15,336	13,563
	ブロック塀等	人	6,761	7,415
	その他(落下物等)	人	2,266	2,224
	計	人	152,336	85,035
エレベーター閉じ込め台数		基	9,161	7,714

資料) 首都直下地震による東京の被害想定 (東京都防災会議 平成 18 年 5 月)

<参考>

多摩地区の想定被害状況

多摩地区の想定被害状況		単位	東京湾北部地震	多摩直下地震
			(マグニチュード 7.3、冬 18 時、風速 6m/秒)	
夜間人口		人	3,901,773	
昼間人口		人	3,513,797	
面積		km ²	1,159.88	
建物棟数	木造	棟	805,474	
	非木造	棟	183,658	
	計	棟	989,132	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	1,237	11,544
	その他(急傾斜地崩壊等)	棟	777	1,897
	計	棟	2,014	13,441
ゆれ液状化建物全壊棟数	木造	棟	1,180	10,884
	非木造	棟	143	767
火災	出火件数	件	137	283
	焼失面積	km ²	10	19
	焼失棟数	棟	25,261	49,471
死者	建物被害屋内収容物	人	21	186
	火災	人	35	101
	ブロック塀等	人	184	158
	その他(急傾斜地崩壊等)	人	41	103
	計	人	281	548
負傷者	ゆれ液状化建物被害	人	3,052	11,211
	屋内収容物	人	2,731	6,114
	火災	人	896	1,969
	ブロック塀等	人	2,032	1,807
	その他(落下物等)	人	185	267
	計	人	8,896	21,368
エレベーター閉じ込め台数		基	660	913

資料) 首都直下地震による東京の被害想定 (東京都防災会議 平成 18 年 5 月)

第2章 耐震化の現状および目標

1. 耐震化の現状

(1) 公共建築物の耐震化の状況

日の出町所有の公共建築物は、平成19年度末現在119棟（巻末資料参照）のうち、昭和56年以前建築のものは42棟ある。

そのうち、大久野小学校体育館、本宿小学校及び体育館、大久野中学校の4棟については、耐震補強は実施済みとなっている。

よって、公共建築物の耐震化率は68.1%である。

また、耐震補強を必要とし耐震補強が済んでいない建築物としては、公民館がある。日の出町では、耐震診断、耐震補強がされていない建物について、今後、適切な対応を行う予定である。

町所有建築物の耐震診断及び耐震補強実施状況
(昭和56年以前建築のもの)

	名称	建築年	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強 必要	耐震 補強	備考
1	大久野小学校体育館	S48	2	711	H18年度	有	済	重要施設
2	本宿小学校	S53	4	4,966	H11年度	有	済	重要施設
3	本宿小学校体育館	S54	2	787	H11年度	有	済	重要施設
4	大久野中学校	S53	3	4,568	H8年度	有	済	重要施設
5	平井老人福祉センター	S55	2	526	未	—	—	重要施設 H21 建替完了
6~10	落合住宅	S35	1	35	未	—	—	4棟 建替予定
11~15	諏訪下住宅	S43	2	43	H20年度	—	—	4戸×5棟
16~26	東本宿住宅	S33・S35	1	34	未	—	—	10棟 建替予定
27~29	下平井住宅	S35	1	35	未	—	—	3棟 建替予定
30~33	塩田住宅	S33	1	34	未	—	—	4棟 建替予定
34	公民館	S27	2	829	H17年度	有	未	H22年度予定
35	日の出町学校給食センター	S54	2	558	未	—	—	
36	志茂町児童館	S56	2	530	未	—	—	
37	谷ノ入会館	S54	1	125	未	—	—	
38	三吉野会館	S55	1	176	未	—	—	
39~42	消防団詰所・車庫	S47~S55	1または2	47~65	未	—	—	4棟 建替予定

資料) 日の出町

その他、災害時に避難所等に指定されており、耐震性を必要とする重要な施設を以下の表に整理した。

それらの重要施設については、全ての建物で耐震性が確保されている。

町所有建築物の耐震診断及び耐震補強実施状況
(避難所等に指定されている重要施設)

	名 称	建築年	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強 必要	耐震 補強	備考
1	日の出町役場	S63	3(1)	4,932	—	—	—	
2	大久野小学校	S59	3	4,358	—	—	—	
3	大久野小学校体育館	S48	2	711	H18年度	有	済	
4	平井小学校	S61	3	5,407	—	—	—	
5	平井小学校体育館 ・ 特別教室	S62	3	2,161	—	—	—	
6	本宿小学校	S53	4	4,966	H11年度	有	済	
7	本宿小学校体育館	S54	2	787	H11年度	有	済	
8	大久野中学校	S53	3	4,568	H8年度	有	済	
9	大久野中学校	H5	3	868	—	—	—	
10	大久野中学校体育館 ・ 特別教室	H6	3	2,396	—	—	—	
11	平井中学校	S58	4	6,105	—	—	—	
12	平井中学校特別教室棟	S61	4	802	—	—	—	
13	平井中学校体育館	S58	2	1,163	—	—	—	
14	ひのでグリーンプラザ	H9	2	741	—	—	—	
15	日の出町教育センター	H1	2(1)	1,091	—	—	—	
16	日の出町保健センター	S62	2	791	—	—	—	
17	大久野老人福祉センター 及び幸神会館	S63	2	670	—	—	—	
18	大久野健康いきいきセンター	H16	2	311	—	—	—	
19	本宿老人福祉センター	H13	1	671	—	—	—	
20	平井老人福祉センター	S55	2	526	未	—	—	H21 建替完了

資料) 日の出町

(2) 住宅における耐震化の状況

日の出町において昭和56年以前に建てられた居住用建築物（戸建住宅、共同住宅）は、約3,000棟あり、住宅数の約48%となっている。

また、昭和56年以前に建てられた居住用建築物（約3,000棟）のうち、躯体構造が木造であるものは約2,860棟（約95%）となっている。

耐震化率の想定値は、住宅全体で58.0%（課税台帳のデータを基に推計）となっている。

耐震化が図られていない建築物については、住宅・建築物耐震改修等事業を活用するなど、耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要である。

住宅の耐震化の現状

単位：戸

住宅		昭和56年以前の住宅 a	割合	昭和57年以降の住宅 b	住宅数 a+b=c	耐震性を満たす住宅数 d	耐震化率 (平成20年) d/c
種別	構造						
戸建住宅	木造	2,853	95.0%	2,913	5,766	3,198	55.5%
	非木造	142	4.7%	344	486	408	84.0%
		2,995	99.8%	3,257	6,252	3,606	57.7%
共同住宅	木造	5	0.2%	24	29	25	86.2%
	非木造	2	0.1%	36	38	37	97.4%
		7	0.2%	60	67	62	92.5%
合計		3,002 47.5%	100.0%	3,317 52.5%	6,319 100.0%	3,668	58.0%

住宅の耐震化率推計の考え方

① 平成20年の課税台帳データより、昭和56年以前と昭和57年以降の戸建住宅・共同住宅を木造・非木造に分類（昭和56年以前を新耐震基準前の建物とし、昭和57年以降を新耐震基準後の建物とした）	⇒a, b
② それぞれの分類の住宅数を算出	
③ 昭和56年以前の住宅のうち、耐震性を満たす住宅数の推計については、東京都の推計値を基に算出 ・木造：10%が耐震性を満たす ・非木造：45%が耐震性を満たす 昭和57年以降の住宅は、全て耐震性を満たすものとして、上記と合わせ「耐震性を満たす住宅数」とした	⇒d
④ 上記②と③の比率より、平成20年における耐震化率を推計	⇒d/c

(3) 民間特定建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第6条(P3)に定められている特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物等(法第6条第1号)については、震災時の被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。

日の出町内の民間特定建築物における建築年次は下表のとおりであり、これによると、昭和56年以前の建築物は6棟ある。そのうち耐震性があるものが1棟あり、民間特定建築物の耐震化率は、75.0%である。

今後、町では、これらの民間特定建築物について耐震化の状況を調査するとともに、各所管行政庁や関係団体と連携しながら、耐震化促進のための支援を検討するものとする。

なお、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第6条第2号)及び地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物(法第6条第3号)については、現状では該当する建築物はほとんどないが、その実態を把握の上、耐震化の促進に努める。(巻末資料参照)

民間特定建築物(法6条第1号)の建築年次 単位:棟、%

特定建築物用途	昭和56年以前の建築物 A	昭和57年以降の建築物 B	建築物数 C(A+B)	Aのうち耐震性があるもの D	耐震化率 (B+D/C)
学校	1	—	1	1	100.0
体育館	—	—	—		
運動施設	—	—	—		
病院・診療所	—	2	2	—	100.0
劇場等	—	—	—		
集会場・公会堂	—	—	—		
展示場	—	—	—		
卸売市場	—	—	—		
物販	—	1	1	—	100.0
ホテル・旅館	—	—	—		
賃貸住宅、寄宿舎等	1	—	1	0	0.0
事務所	—	1	1	—	100.0
老人ホーム等	—	8	8	—	100.0
福祉センター等	1	2	3	0	66.7
幼稚園・保育所	3	—	3	0	0.0
博物館等	—	—	—		
遊技場	—	—	—		
公衆浴場	—	—	—		
飲食店等	—	—	—		
サービス業	—	—	—		
工場	—	—	—		
乗降待合所	—	—	—		
車庫等	—	—	—		
公益上必要施設	—	—	—		
計	6	14	20	1	75.0

資料)東京都(平成20年8月現在)

※特定建築物の規模要件については、P3「(別表)特定建築物一覧表」参照

2. 耐震化の目標

「2. 耐震化の現状」を踏まえ、日の出町における耐震化の目標を設定する。

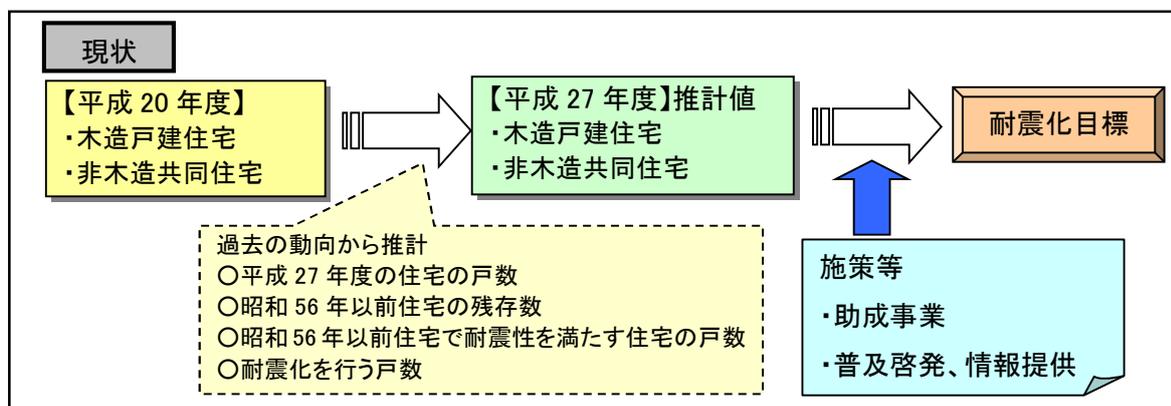
対象は、原則として日の出町内に存する新耐震基準（昭和56年6月施行）以前の建築物について、耐震診断・耐震改修の促進を図ることとする。

耐震化率[※]については、耐震改修促進法第4条に基づく、「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）である「住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標」に基づき、日の出町における耐震化の目標を定めるものとする。

なお、現状の公共建築物において耐震補強を要する建物については、目標年次となる平成27年までに全て完了することを目指す（耐震化率は100%）。

耐震化率の現状と目標

種類	耐震化率	
	現状 (平成20年度末)	目標 (平成27年度末)
住宅	58.0%	90%
民間特定建築物	75.0%	90%
公共建築物	68.1%	100%



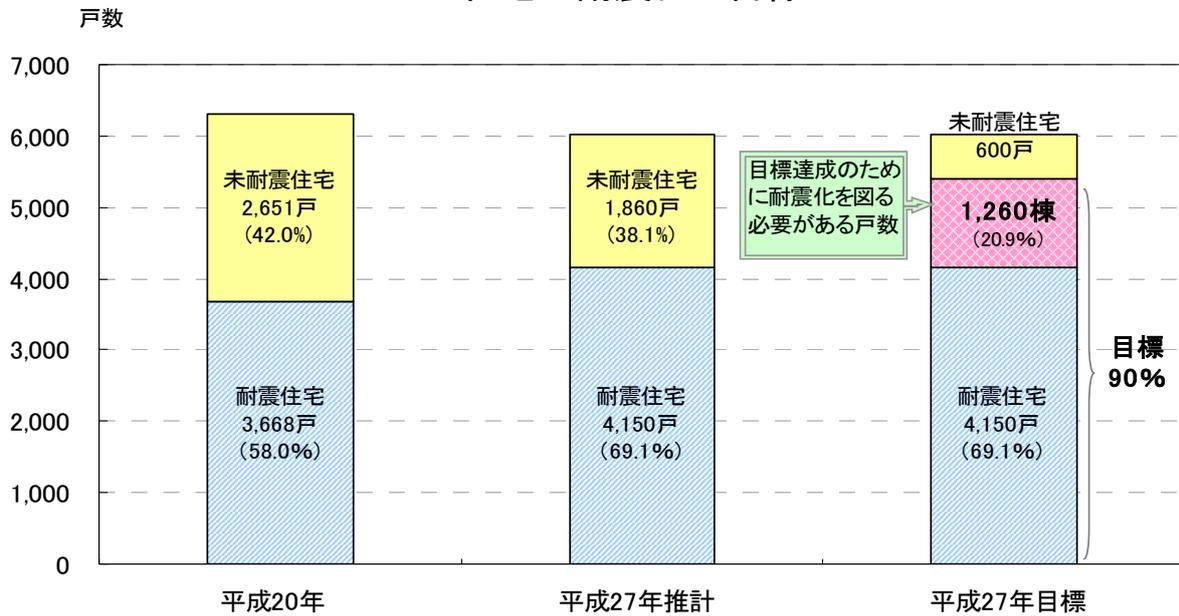
※ 耐震化率：建築基準法の耐震基準を満たしている建築物の割合。国土交通省が耐震改修促進法に基づいて目標として示している。

耐震化率の推計

単位：戸

	住宅総戸数	未耐震住宅	耐震住宅	耐震化率
平成20年推計値	6,319	2,651	3,668	58.0%
平成27年推計値	6,010	1,860	4,150	69.1%
平成27年目標値	6,010	600	5,410	90.0%

住宅の耐震化の目標



第3章 耐震化の取組み方針

1. 耐震化の基本方針

本計画の実施にあたっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、東京都、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

特に、日の出町、東京都および関係機関は、地震および大火災による建築物被害の防止、並びに軽減を図るため、所管建物の点検・整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るべく、防災対策等の周知徹底に努めていく。

地域防災計画においては、応急医療救護活動や食料、生活必需品の配給、災害情報の提供など災害時に活動拠点の役割を担う建築物は、災害発生時でも的確に機能することが基本とされている。また、災害要援護者が多数利用する公共施設については、円滑に避難できることが不可欠となる。

このような観点から、①公共施設の耐震化、②一般住宅の耐震化、③不特定多数の人が利用する施設の耐震化、④地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化について、早期かつ、重点的に進めていくものとする。

2. 公共建築物における耐震化の取組み方針

公共建築物において耐震補強を要する建物については、目標年次となる平成27年までに全て完了するべく、着実に耐震改修の促進を図るものとし、耐震化率100%を達成するものとする。

また、今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行うものとする。

3. 民間建築物における耐震化の取組み方針

(1) 耐震化促進のために基本とする考え方

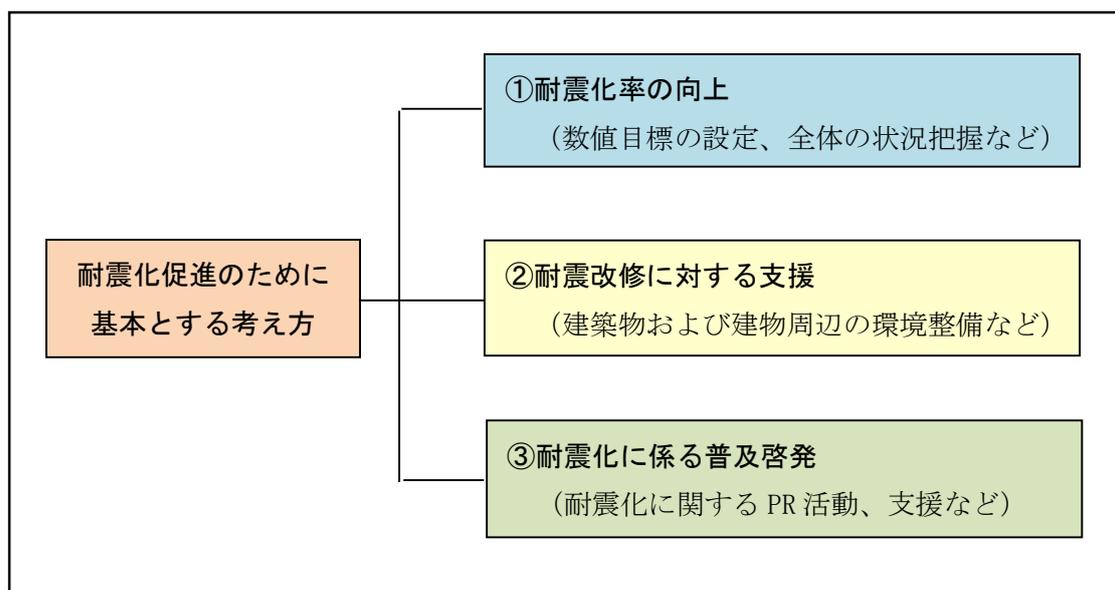
建築物の耐震化を促進するためには、住宅や建築物の所有者が、地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切である。このため、耐震診断および耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行うことが重要となる。

一方、個々の住宅や建築物は連担して都市を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠である。

地震による住宅・建築物の被害・損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や火災など、地域の安全性に大きな影響を与えるということを認識して耐震化に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、町は耐震診断および耐震改修を促進するために総合的な取組みを行うものとする。

本計画の実施にあたっては、①耐震化率の向上、②耐震改修に対する支援、③耐震化に係る普及啓発の3つの観点で、耐震化の促進を図っていくものとする。



(2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物の耐震化

町は、地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化を図るため、耐震改修促進法第6条第1項第3号(P3,資-21)の趣旨を踏まえ、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を「日の出町地域防災計画」で指定する。

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路をあらかじめ指定し、沿道の建築物について重点的に耐震化を促進する必要がある場合については、以下のとおりである。

- ・ 地震により防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながる恐れがある場合
- ・ 地震発生後の緊急輸送物資等の輸送や、復旧・復興を困難にさせることが見込まれる場合

なお、本計画においては、以下の路線を地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定する。

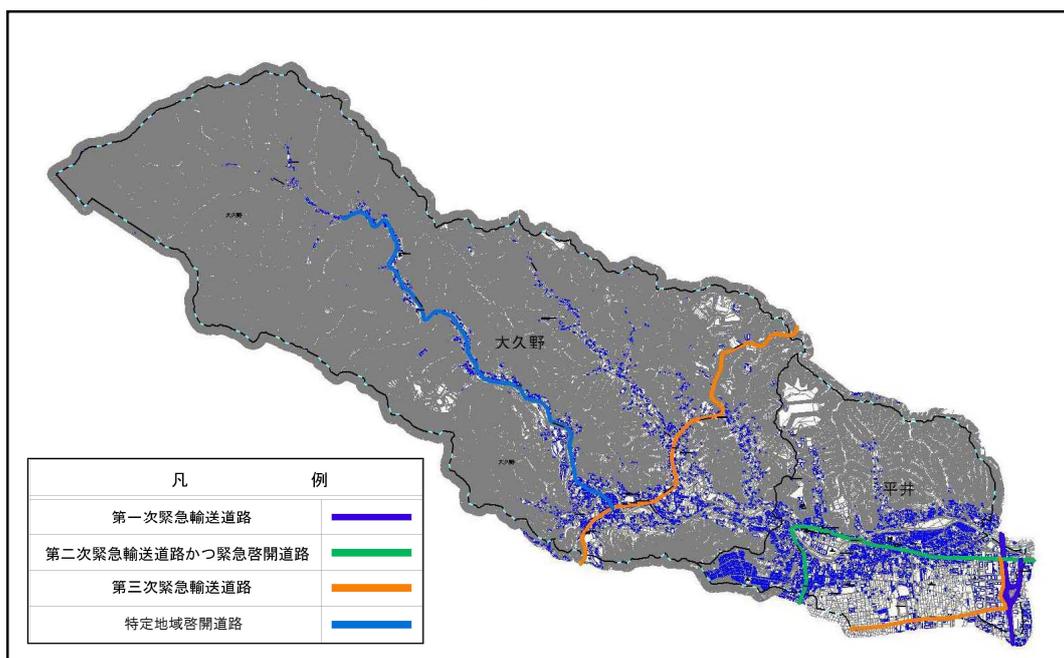
①東京都において定められている、「緊急輸送道路」

- ・ 第一次緊急輸送道路（首都圏中央連絡自動車道）
- ・ 第二次緊急輸送道路（都道第184号奥多摩・あきる野線、都道第185号平井・上川線）
- ・ 第三次緊急輸送道路（主要都道第31号青梅・五日市、都道第165号線伊奈・福生線、町道三吉野工業団地2号線）

②日の出町地域防災計画に定められている、「緊急啓開道路」

- ・ 緊急啓開道路（都道第184号奥多摩・あきる野線、都道第185号平井・上川線）
（第二次緊急輸送道路と重複）
- ・ 特定地域啓開道路（主要都道第31号青梅・五日市、都道第184号奥多摩・あきる野線）
（第三次緊急輸送道路と一部重複）

閉塞を防ぐべき道路

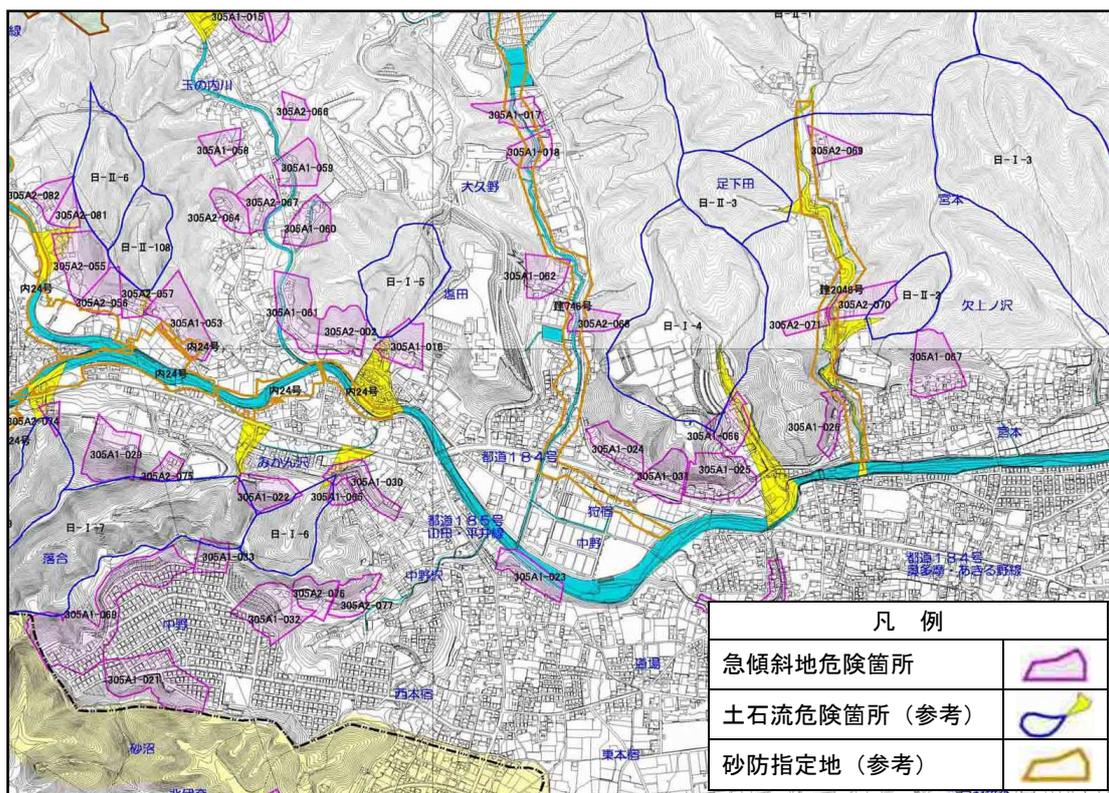


(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地（崖線）の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害時の避難活動や応急対策の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生垣やフェンスへの転換や改善の推進に努めることが重要となる。

町内には、東京都建設局による急傾斜地崩壊危険箇所が 161 箇所とされており、その対応については、今後、東京都建設局と検討していく。

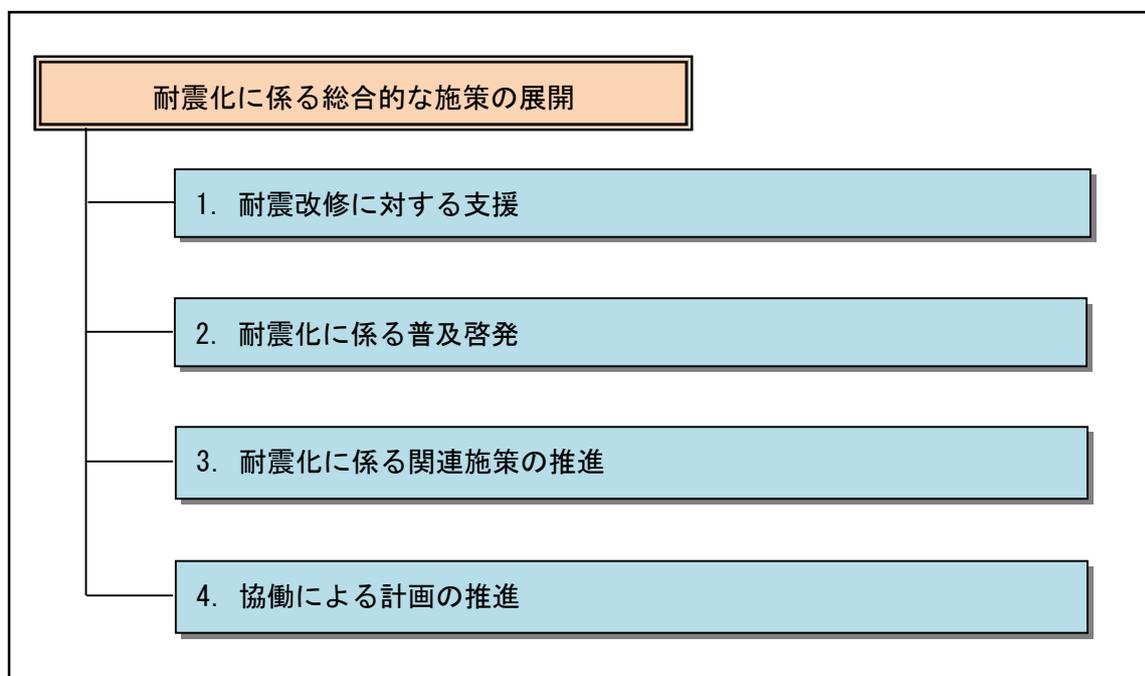
急傾斜地崩壊危険箇所 日の出町（抜粋）



資料）土砂災害危険箇所図 日の出町（東京都）

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

以下に、施策の体系を示す。



1. 耐震改修に対する支援

(1) 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置

建物所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるような相談窓口をまちづくり課（都市計画係）に設置し、助成制度や耐震改修促進税制等の支援策についても、適切に情報提供を行う。

(2) 専門家による木造住宅の一般耐震診断の実施

木造住宅の一般耐震診断を希望する町民に対して、町は専門家（東京都木造住宅耐震診断事務所等）を紹介する。さらに、耐震改修が必要となった場合、専門家は耐震改修工事の概要と概算見積りを提示する。

(3) 税に関する支援

平成18年度税制改正等において耐震改修促進税制で創設された「固定資産税の減額措置」、「所得税の控除措置」の周知を図り、耐震化の促進を図る。

固定資産税の減額措置(平成 18 年度税制改正適用)

条 件	平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	耐震改修工事完了日により、その翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から下記の期間、当該住宅の一戸当たり 120 m ² の床面積相当分までの固定資産税額より 1/2 が減額される。 ○ 改修完了期間が平成 18 年～21 年の場合は、減額期間 3 年間 ○ 改修完了期間が平成 22 年～24 年の場合は、減額期間 2 年間 ○ 改修完了期間が平成 25 年～27 年の場合は、減額期間 1 年間
減額を受けられる家屋の条件	1. 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること 2. 耐震改修費が 30 万円以上であること
耐震改修証明書等の発行	地方自治体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手 続 き	耐震改修が完了した 3 カ月以内に、証明書等を添付して申告する

所得税の控除措置(平成 21 年度税制改正適用)

条 件	平成 25 年 12 月 31 日までの間に耐震改修が完了した場合
控除の内容	10%(上限 200 万円)を所得税額から控除 ただし、改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額が対象 ※標準的な工事費用相当額とは、改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額
控除を受けられる家屋の条件	1. 耐震改修工事を行った者が自ら居住する住宅であること 2. 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅であること 3. 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修をおこなうこと
耐震改修証明書等の発行	地方自治体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手 続 き	証明書等を添付し確定申告

※上記制度は平成 21 年 4 月 1 日税制改正予定の内容を示す。

(4) 木造住宅耐震促進助成

昭和56年5月以前（新耐震基準以前）に建築された民間木造住宅において、耐震診断に要する費用の一部を助成し、今後、耐震改修工事費用の一部助成を検討する。

(5) 非木造住宅および住宅以外の建築物への助成事業の検討

共同住宅、店舗・事務所等に対する助成事業の実施を検討する。

(6) 住宅非主要構造部耐震工事の助成の検討

家具類の転倒防止、ブロック塀の耐震性、窓ガラス等ビル落下物の対策についても相談に応じていく。また、あわせて、ブロック塀の倒壊防止対策の検討を行う。

2. 耐震化に係る普及啓発

(1) 地域危険度の周知

町の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険について正しく理解し、日ごろからの備えと十分な対策を講じておくことが重要となる。

このような観点から、地域の危険性に対する町民や事業者の意識啓発を図るため、町では「地域危険度測定調査」（東京都）の結果を活用して地域の危険度を周知していく。

(2) 耐震診断・耐震改修のPR、情報提供

町民や建物所有者が耐震診断および耐震改修を実施するためには、町などが実施する支援制度や耐震化の基準などについて正確に把握することが重要である。

このような観点から、耐震診断等を町民の身近なものとするため、啓発活動に努めるものとする。

- ・ 耐震診断等のリーフレット、パンフレットの配布
- ・ 広報、ホームページによる情報提供
- ・ その他普及啓発活動

(3) 「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の普及活用に向けた周知

耐震改修における現状は、室内の工事に要する期間や工事費への不安や、様々な耐震改修工法や技術が開発されているにもかかわらず新しい改修工法など町民にはあまり伝わっていない状況であり、耐震化が十分に進んでいない。

東京都では、木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置についての優れたアイデアや事例を紹介している。これらを活用し、建築物の耐震性能や免震技術等の情報提供についても実施していく。

(4) リフォーム時の耐震化の促進

近年は、既存の建物をリフォームして再生し、資産価値を高めて活用しようとする動きが活発で、これに併せて耐震改修を行うことで費用や手間の面でも効果的である。

町は、情報提供や事例紹介等により、リフォーム時の耐震化を促していく。

3. 耐震化に係る関連施策の推進

(1) 家具転倒防止器具の助成

「首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議地震部会 平成18年5月)」(第1章で整理)によると、地震発生時における屋内収容物によって、負傷者がでることが予想されている。

このため、町では、家具転倒防止器具助成事業(ガラス飛散防止フィルムを含む)を促進し、防災訓練等において家具転倒防止の推進を呼びかけていく。

(2) 落下物対策

町では、地震が発生した際、ガラスの落下する恐れのある建築物、既存建築物の外壁タイル等が直接道路などに落下する危険性がある建築物、大規模空間を有する建築物において天井部材が落下する危険性がある建築物、広告塔及び看板等の屋外広告物など落下する危険性がある建築物の所有者等に対し、所管行政庁や関係団体と連携しながら、適切に対応していく。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

「首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議地震部会 平成18年5月)」(第1章で整理)によると、地震発生時のブロック塀の倒壊等で死者・負傷者がでることが予想されている。

町では、安全性確保の観点から町全体でブロック塀の倒壊対策を講じていくため、ブロック塀の所有者等に対し、生垣化を誘導する。また、町民がブロック塀の安全点検や改修を行えるように、塀の高さや控え壁の間隔などの正しい技術基準について、周知に努める。

(4) 住宅マスタープランとの施策連携

本計画の実現に向けて、住宅マスタープランにおける施策とも連携を図りながら、耐震化の促進を図るものとする。

4. 協働による計画の推進

(1) 地域住民との連携

町は、地域住民との連携を図るため、広報活動やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図る。また、自治会や自主防災組織等の地域住民や地域団体との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に努める。

(2) 所管行政庁との連携

国の基本方針では、所管行政庁は、特定建築物の所有者に対して、法第7条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導等に従わない者に対しては必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとしている。

このことにより、町の特定建築物の耐震化を進めるうえで所管行政庁が果たす役割が大きいため、今後、所管行政庁である東京都（多摩建築指導事務所）との連携・協力体制を築き、特定建築物の耐震化を促進させるよう努める。

(3) 関係団体との連携

町は、所管行政庁とともに、建築関係団体とも連携・協力し、建築物の所有者等と適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組む。

〈巻末資料〉

- 関係法令
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）…………… 資- 1
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）…………… 資- 5
 - 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針…………… 資- 9
 - 建築基準法（抜粋）…………… 資-16
 - 建築基準法施行令（抜粋）…………… 資-17

- 日の出町公共建築物一覧表…………… 資-18

- 特定建築物
 - 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 6 条第 2 号）…………… 資-20
 - 地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物（法第 6 条第 3 号）…………… 資-21

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)(抜粋)

最終改正:平成18年6月2日法律第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- (5) 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項 から第3項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- (1) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- (3) 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診

断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勧案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
（指導及び助言並びに指示等）

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勧案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勧案して、必要な指示をすることができる。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - (3) 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)

(抜粋)

最終改正:平成19年8月3日政令第235号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

(1) 延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が10,000平方メートルを超える建築物

(2) その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

(2) 診療所

(3) 映画館又は演芸場

(4) 公会堂

(5) 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

(6) ホテル又は旅館

(7) 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

(8) 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

(9) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

(10) 博物館、美術館又は図書館

(11) 遊技場

- (12) 公衆浴場
- (13) 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (14) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (15) 工場
- (16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- (18) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの
- (2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第8号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が2で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルのもの
- (3) 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルのもの
- (4) 体育館 床面積の合計が1,000平方メートルのもの
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)
- (2) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- (3) マッチ
- (4) 可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)
- (5) 圧縮ガス
- (6) 液化ガス
- (7) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第6号及び第7号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

- (1) 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

- ニ 銃用雷管 500 万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- (2) 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
- (3) 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30トン
- (4) 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
- (5) マッチ 300 マッチトン
- (6) 可燃性のガス(次号及び第 8 号に掲げるものを除く。) 2 万立方メートル
- (7) 圧縮ガス 20 万立方メートル
- (8) 液化ガス 2,000トン
- (9) 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 20トン
- (10) 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第 4 条 法第 6 条第 3 号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- (1) 12 メートル以下の場合 6 メートル
- (2) 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第 5 条 法第 7 条第 2 項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (2) 病院又は診療所
- (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4) 集会場又は公会堂
- (5) 展示場
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

- (7) ホテル又は旅館
 - (8) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - (9) 博物館、美術館又は図書館
 - (10) 遊技場
 - (11) 公衆浴場
 - (12) 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - (13) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (14) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - (15) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - (16) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (17) 幼稚園又は小学校等
 - (18) 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - (19) 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物(保育所を除く。)床面積の合計が2,000平方メートルのもの
 - (2) 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
 - (3) 小学校等 床面積の合計が1,500平方メートルのもの
 - (4) 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

建建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号)

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震など大震災が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(同年 3 月)において、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

(1) 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

(2) 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者

の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められているとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。

具体的には、国、地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

(3) 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第7条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「別添の指針」という。)第1第1号及び第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。)については速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第8条第3項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

(4) 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 17 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

(5) 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

(6) 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。

国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

(7) 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

(8) その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべき

であり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

(1) 建築物の耐震化の現状

平成 15 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 4,700 万戸のうち、約 1,150 万戸(約 25%)が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 10 年の約 1,400 万戸から 5 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 5 年間で約 32 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 6 条第 1 号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であつて、階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 1,000 平方メートル以上の建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約 36 万棟のうち、約 9 万棟(約 25%)が耐震性が不十分と推計されている。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標とする。耐震化率を 9 割とするためには、今後少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸(うち耐震改修は約 100 万戸)、多数の者が利用する建築物の耐震化は約 5 万棟(うち耐震改修は約 3 万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに現在の耐震改修のペースを 2 倍ないし 3 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後 5 年間で、10 年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約 100 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成 27 年までに、少なくとも住宅については 150 万戸ないし 200 万戸、多数の者が利用する建築物については約 5 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行う

ことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。

このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行なうこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行なうことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する需要事項

(1) 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、法施行後できるだけ速やかに策定するべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取が考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行なうことが望ましい。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、2(2)の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行なうことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。

特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第2号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第13条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第3号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行なう地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。

なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行なうよう留意する。

(4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行なうことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

(5) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第7条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

(6) 市町村耐震改修促進計画の策定

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。

こうしたことを踏まえ、法第5条第7項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的な耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)(抜粋)

最終改正:平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第 10 条** 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項から第 15 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)(抜粋)

最終改正:平成 20 年 10 月 31 日政令第 338 号

第 3 節の 5 保安上危険な建築物等に対する措置

(勧告の対象となる建築物)

第 14 条の 2 法第 10 条第 1 項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 階数が 5 以上である建築物
- (2) 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物

日の出町公共建築物一覧表

新耐震基準以前の建築物

分類①(重要施設) ※町役場、学校

NO.	名称	大字	番地	構造	建築年月日 (取得)	区分 新:新耐震基準 旧:旧基準	階層 (地下)	床面積 合計	備考	耐震化の状況		
										耐震診断 実施年月日	補強の必要性 (有・無)	耐震化 (済・未)
1	日の出町役場	平井	2780	RC造	S63.12	新	3(1)	4,931.9				
2	大久野小学校	大久野	1176	RC造	S59.03	新	3	4,358.0				
3	大久野小学校体育館	大久野	1176	S造	S48.06	旧	2	662.0	H18年度	有	済	
4	平井小学校	平井	1218	RC造	S62.06	新	3	4,484.0				
5	平井小学校体育館・特別教室	平井	1218	RC造	S63.06	新	3	2,049.0				
6	本宿小学校	平井	1855	RC造	S53.03	旧	4	4,884.0	H11年度	有	済	
7	本宿小学校体育館	平井	1855	S造	S54.02	旧	2	787.0	H11年度	有	済	
8	大久野中学校	大久野	1559	RC造	S63.03	旧	3	2,387.0	H18年度	有	済	
9	大久野中学特別教室棟	大久野	1559	RC造	H06.03	新	3	863.0				
10	大久野中学校体育館・特別教室	大久野	1559	RC造	H07.06	新	3	2,363.0				
11	平井中学校	平井	2654	RC造	S58.05	新	4	5,115.0				
12	平井中学校特別教室棟	平井	2654	RC造	S61.03	新	4	802.0				
13	平井中学校体育館	平井	2654	RC造	S58.05	新	2	1,163.0				
14	ひのでグリーンプラザ	平井	3231-1	S造	H9.10.27	新	2	740.6				
15	日の出町教育センター	平井	2780	RC造	H1.03	新	2(1)	1,090.5				
16	日の出町保健センター	平井	2780	RC造	S62.03	新	2	791.2				
17	大久野地区老人福祉センター及び幸神会館	大久野	2120-1	RC造	S63.03	新	2	670.0				
18	大久野健康いきいきセンター	大久野	696-1	木造	H16.03	新	2	311.0				
19	本宿老人福祉センター	平井	1982	木造	H13.12	新	1	671.0				
20	平井老人福祉センター	平井	1212-1	RC造	S66.4.1	旧	2	525.6		未		

分類② ※町営住宅

NO.	名称	大字	番地	構造	建築年月日 (取得)	区分 新:新耐震基準 旧:旧基準	階層	床面積 合計	備考	耐震化の状況		
										耐震診断 実施年月日	補強の必要性 (有・無)	耐震化 (済・未)
21	落合住宅(5棟)	大久野	888-1	木造	S35.12.25	旧	1	34.7	建替え予定	未		
22					S35.12.25	旧	1	34.7	建替え予定	未		
23					S35.12.25	旧	1	34.7	建替え予定	未		
24					S35.12.25	旧	1	34.7	建替え予定	未		
25					S35.12.25	旧	1	34.7	建替え予定	未		
26	諏訪下住宅(5棟)	大久野	288-15	CB造	S43.3.30	旧	2	43.0	4戸	H20年度		
27					S43.3.30	旧	2	43.0	4戸	H20年度		
28					S43.3.30	旧	2	43.0	4戸	H20年度		
29					S43.3.30	旧	2	43.0	4戸	H20年度		
30					S43.3.30	旧	2	43.0	4戸	H20年度		
31	東本宿住宅(11棟)	平井	2051	木造	S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
32					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
33					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
34					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
35					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
36					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
37					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
38					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
39					S33.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
40					S35.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
41					S35.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
42	下平井住宅(3棟)	平井	922	木造	S35.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
43					S35.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
44					S35.12.20	旧	1	34.7	建替え予定	未		
45	塩田住宅(4棟)	平井	2669	木造	S33.12.20	旧	1	33.8	建替え予定	未		
46					S33.12.20	旧	1	33.8	建替え予定	未		
47					S33.12.20	旧	1	33.8	建替え予定	未		
48					S33.12.20	旧	1	33.8	建替え予定	未		
49	新井住宅 (Nタイプ14棟、Sタイプ8棟)	大久野	2489	木造	H18.03.14	新	2	76.8	H17年度建設、Nタイプ			
50					H18.03.14	新	2	76.8	H17年度建設、Nタイプ			
51					H18.03.14	新	2	76.8	H17年度建設、Nタイプ			
52					H18.03.14	新	2	76.8	H17年度建設、Nタイプ			
53					H18.03.14	新	2	77.2	H17年度建設、Sタイプ			
54					H18.03.14	新	2	77.2	H17年度建設、Sタイプ			
55					H19.03.30	新	2	76.8	H18年度建設、Nタイプ			
56					H19.03.30	新	2	76.8	H18年度建設、Nタイプ			
57					H19.03.30	新	2	76.8	H18年度建設、Nタイプ			
58					H19.03.30	新	2	76.8	H18年度建設、Nタイプ			
59					H19.03.30	新	2	77.2	H18年度建設、Sタイプ			
60					H19.03.30	新	2	77.2	H18年度建設、Sタイプ			
61					H19.03.30	新	2	77.2	H18年度建設、Sタイプ			
62					H19.03.30	新	2	77.2	H18年度建設、Sタイプ			
63					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
64					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
65					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
66					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
67					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
68					H20.03.21	新	2	76.8	H19年度建設、Nタイプ			
69					H20.03.21	新	2	77.2	H19年度建設、Sタイプ			
70	H20.03.21	新	2	77.2	H19年度建設、Sタイプ							

新耐震基準以前の建築物

分類③ ※児童館、給食センター、福祉施設、コミュニティ施設等

NO.	名称	大字	番地	構造	建築年月日 (取得)	区分 新・新耐震基準 旧・旧基準	階層	床面積 合計	備考	耐震化の状況		
										耐震診断 実施年月日	補強の必要性 (有・無)	耐震化 (済・未)
71	公民館	大久野	1165	木造	S27	旧	2	829.0		未	有	未
72	日の出町学校給食センター	平井	1877	S造	S54.02	旧	2	964.0		未		
73	本宿学童クラブ	平井	1729-2	木造	H19.3	新	2	185.6				
74	志茂児童館	平井	1254-1	RC造	S56.41	旧	2	530.1		未		
75	本宿地区学習等供用施設	平井	2144	RC造	S58.03	新	2	349.0				
76	かやくぼ地区学習等供用施設	大久野	1167-6	RC造	S58.4.1	新	2	512.4				
77	谷ノ入会館	平井	3997-2	木造	S54.12.4	旧	1	125.4		未		
78	第2自治会館	平井	3690-3	木造	S61.12.24※	新	1	170.4				
79	三和会館	平井	3239-1	S造	S59.12.24※	新	1	267.5				
80	第4自治会館	平井	2512-13	木造	S59.10.19※	新	1	175.8				
81	第4自治会館 中野会館	平井	2294-7	木造	H7.1.19※	新	1	79.0				
82	第6自治会館	平井	1812-3	木造	S57.10.28※	新	1	185.1				
83	第7自治会館	平井	1295-2	木造	S61.3.31	新	1	227.8				
84	三喜野会館	平井	896-2	木造	S55.3	旧	1	176.4		未		
85	下平井会館	平井	1-5	木造	H6.3.25	新	1	262.8				
86	落合会館	大久野	288-1	木造	S59.9.10※	新	2	160.9				
87	萱窪会館	大久野	1093-1	木造	S63.9.15※	新	1	170.5				
88	羽生会館	大久野	1212	耐火木造	H1.6.5※	新	2	191.3				
89	新井倶楽部	大久野	2333	木造	S58.9.26※	新	2(1)	178.8	一部RC造			
90	岩井会館	大久野	2801-1	耐火木造	H2.7.10※	新	1	136.9				
91	細尾会館	大久野	3332-1	木造	S63.5.28※	新	1	155.3				
92	報徳会館	大久野	4310	木造	H19.5.31※	新	1	273.7				
93	長井会館	大久野	5400-1	木造	S61.4.11※	新	1	92.3				
94	水口会館	大久野	6594-1	木造	S61.9.30※	新	1(1)	170.4	一部RC造			
95	坊平会館	平井	783-2	木造	H5.12.10※	新	1	110.6				
96	北原会館	大久野	6941	S造	S58.2.15※	新	2	160.5				
97	坂本倶楽部	大久野	7307-3	耐火木造	H3.9.2※	新	1	139.6				
98	玉の内会館	大久野	8256	S造	S58.11.11※	新	2	254.0				
99	日の出町地自治会館	平井	2196-636	耐火木造	H1.7.24※	新	1	232.1				
100	第27自治会館	平井	760-9	耐火木造	H2.9.14※	新	1	98.9				
101	第28自治会館	平井	1009-4	木造	S62.4.1	新	1	168.1				
102	日の出町身体障害者福祉作業所	平井	2738-1	S造	H2.12.26※	新	1	139.8				
103	大久野中学校特別教室	大久野	1559	RC造	H5.6.1※	新	3	867.7				
104	日の出町精神障害者共同作業所	平井	2738-3	S造	H6.8.31	新	1	128.9				
105	シルバー人材センター事務所	平井	1786-1	木造	H7.2.28	新	1	373.7				
106	日の出町大久野防災備蓄庫	大久野	2488	木造	H9.3.25	新	2	45.9				

※建築確認

分類④ ※消防団詰所・車庫

NO.	名称	大字	番地	構造	建築年月日 (建築確認)	区分 新・新耐震基準 旧・旧基準	階層	床面積 合計	備考	耐震化の状況		
										耐震診断 実施年月日	補強の必要性 (有・無)	耐震化 (済・未)
107	日の出町本部分団消防車庫詰所	平井	2780	RC造	H2.10.18	新	1	98.7				
108	日の出町第1分団第1部消防車庫詰所	平井	896-5	S造	S61.9.10	新	2	55.8				
109	日の出町第1分団第2部消防車庫詰所	平井	1254-2	簡易防火木造	S53.6.23	旧	1	58.0		未		
110	日の出町第1分団第3部消防車庫詰所	平井	1215-4	簡易防火木造	H5.3.25※	新	2	70.7				
111	日の出町第2分団第1部消防車庫詰所	平井	2544-2	簡易防火木造	H2.7.6	新	2	67.8				
112	日の出町第2分団第2部消防車庫詰所	大久野	288-48	簡易防火木造	H11.9.17	新	2	76.1				
113	日の出町第2分団第3部消防車庫詰所	大久野	1212	簡易防火木造	S55.9.8	旧	2	65.0		未		
114	日の出町第3分団第1部消防車庫詰所	大久野	1688-1	簡易防火木造	H5.9.20	新	2	98.2				
115	日の出町第3分団第2部消防車庫詰所	大久野	2455-1	簡易防火木造	S60.2.24	旧	1	52.0		未		
116	日の出町第3分団第3部消防車庫詰所	大久野	3379	簡易防火木造	H7.1.20	新	2	87.7				
117	日の出町第4分団第1部消防車庫詰所	大久野	8468-1	簡易防火木造	H9.9.17	新	2	82.9				
118	日の出町第4分団第2部消防車庫詰所	大久野	6400	簡易防火木造	S56.9.18	新	1	48.0				
119	日の出町第4分団第3部消防車庫詰所	大久野	6934-1	簡易防火木造	S47.12※	旧	1	47.0	S47.12竣工、一部RC造	未		

※取得又は竣工

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第6条第2号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法 ※1	政令 第3条 第2項	危険物の種類		数 量
第 6 条 第 2 号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	危険物の規則に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性固体類	20立方メートル	
	第4号	マッチ	300マッチトン※2	
	第5号	可燃性ガス(第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル	
第6号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第7号	液化ガス	2,000トン		
第8号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	200トン		
第10号				

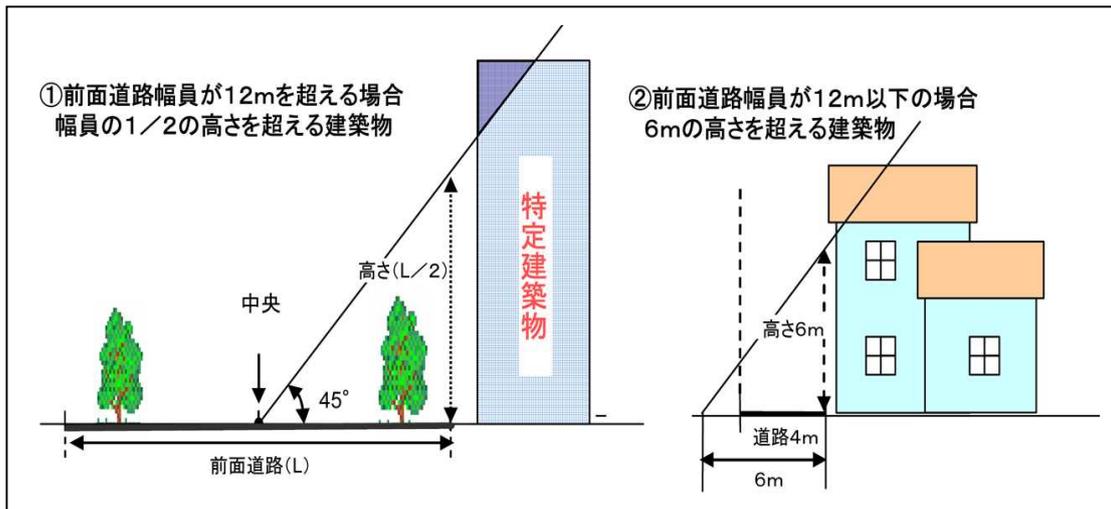
※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物(法第6条第3号)

○地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物の規模

地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物の、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とする。



日の出町耐震改修促進計画

発行日 平成 21 年 3 月

編集・発行 日の出町 まちづくり課 都市計画係
〒190-0192 日の出町大字平井 2780 番地
TEL 042-597-0511

◎本報告書は、再生紙を使用しています。